

再 申 入 書

令和4年7月19日

〒002-8043

札幌市北区東茨戸46番3

株式会社マーケティングAD

代表取締役 幸 坂 晃 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

1 当法人は貴社に対して令和4年5月12日付けで申入れを行い、貴社は当法人からの申入れを受領されていますが、本日までに貴社から当法人の申入れに対する回答がありませんでした。また、消費者からも、貴社との連絡すらつかず、返金に応じることがない旨の情報提供が寄せられています。

2 貴社のこのような対応は、貴社は消費者による返金の求め（履行の督促）をできなくするようにしているものと言わざるを得ず、貴社は消費者への不当利得の返還につき正当な理由なく遅延又は拒否をされていると評価できます。また、消費者からの苦情に対して応じることなく、返金を遅延又は拒否させる行為をされていると評価できます。

当法人には、貴社に関する情報提供が相当数寄せられており、貴社の対応は北

海道内の除排雪事業者全体の信頼を損なうものでもあります。直ちにこのような対応を改めて不当利得の返還や消費者の苦情に応えるように求めます。

- 3 改めて当法人は、貴社に対して、消費者との間での令和3年から令和4年にかけての降雪期間又は契約期間に関する除排雪サービス契約に基づき、消費者から受け取った代金のうち、既実施分の回数に対応する代金額を控除した後の貴社の不当利得額を直ちに返還するように求めます。

貴社は、消費者に対して、ホームページに公表する等の方法により、不当利得の速やかな返還を行うことを周知し、かつ、不当利得の返還を受けられる個々の消費者に対して個別に通知をするように求めます。以上の返還の実施状況、及び、周知並びに通知の実施状況につき、当法人に対して速やかに報告してください。

- 4 消費者に対する返還の実施状況、公表及び通知の実施状況に関する報告を、令和4年8月12日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白